**令和元年度　地域商社やまぐち新商品開発補助金公募案内**

株式会社YMFG ZONEプラニング

株式会社YMFG ZONEプラニングでは、地域商社やまぐち株式会社（※）が取り扱う主に首都圏向けの商品の充実を図ることを目的に県内事業者の新商品の開発等を支援対象とした補助金を次のとおり募集します。

（※）地方創生に係る新たな施策・事業を積極的に推進するため山口県と山口銀行が締結した「地方創生に係る包括連携協定」に基づき、山口銀行が山口県との共同構想の下、山口県産品を首都圏等の地域外へ売り込むため、山口銀行などの民間出資により、平成29年10月に設立されました。

公募期間　令和元年６月１８日（火）～７月１９日（金）

１　補助金の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募資格 | 山口県内に主たる事務所を有する事業者 | |
| 補助対象事業 | 全国に向け販売する加工食品であって、以下の１（１）から（４）までのいずれかの要件に該当する２に掲げる事業  １　補助対象の要件   1. 主要原材料または特徴のある原材料として、山口県産品を使   用している商品  （２）山口県産としてのストーリー性や製法にこだわりのある商品  （３）新しい技術や技法を利用した商品、既存の技術・技法を応用  した従来にない商品  （４）山口県の歴史や文化、地域資源を活用・工夫した商品  ２　補助金の交付の対象となる事業  （１）新商品の開発研究に関する事業  （２）新商品の事業化に関する事業  ア　商品化のための試作、改良  イ　デザイン及び容器包装等の改良  ウ　分析・市場調査  （３）その他、新商品開発事業として株式会社YMFG ZONEプラニング  が適当と認めたもの | |
| 補助金対象経費 | 研究開発  事業費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等に導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、調査研究費、容器包装のデザイン費・型代・製版費 |
| 庁費 | 印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費 |
| 委託費 | 研究開発事業費の一部を委託する経費 |
| 謝金 | 専門家謝金 |
| 旅費 | 専門家旅費、職員旅費 |
| 補助金額等 | 補助率２/３以内（税抜）、補助金交付限度額1,500千円以内/件 | |
| 採択予定件数 | ５件程度 | |

２　応募方法

　　所定の様式に従い作成した申請書及び添付書類を株式会社YMFG ZONEプラニングに郵送してください（ファックス、メールでの応募は受け付けません。）。

公募期限：令和元年７月１９日（金）１７時００分必着

３　応募に際しての留意事項　※必ずお読みください。

1. 開発する商品の取り扱い

・本補助金を活用して開発・改良した商品は、原則、地域商社の専売扱いとなりますが、補助金を受ける事業者（以下「事業者」）が販売を希望する場合には、地域商社と事業者との協議により取り決めた手数料を、事業者が地域商社へ支払ったうえで、販売できるものとします。

・開発された商品は原則として地域商社の専売となりますので、製造にあたっては、地域商社と事業者との間で「製造委託契約」を締結して頂きます。

1. 商品の仕様

・開発する商品における最終の規格、内容、価格及び品質表示及びパッケージデザイ

ン等の仕様については、事業者と地域商社やまぐち双方の合意のもと決定するものとし、最終決定権は地域商社が有することとします。

・また、デザインデータは、その後のリニューアルや表示変更を視野に入れ、事業者にて買い取りを前提として進めてください。デザインを改定した場合も、引き続き地域商社がこれを使用できるものとします。なお、包材等の発注については、地域商社と協議のうえ、規格・数量・価格等の確認を得たうえで発注するものとします。

1. トレーサビリティ（製造記録）への対応

全国に向けた販売を視野に入れリスクを軽減する目的のため、開発する商品の発売までに、PL保険への加入および製造にかかわるトレーサビリティ（製造記録）に対応することを前提とします。トレーサビリティ等の品質管理ができないと地域商社が判断した場合には、その開発を取りやめ、補助金交付決定を取り消す場合があります。

1. 審査委員会の実施

・補助金の採択可否は、有識者等で構成する審査委員会において選考を行います。

審査委員会当日には申請者によるプレゼンテーションを実施して頂きます。

※審査会当日のスケジュールおよび申請を行う商品等の提出方法については、株式

会社YMFG ZONEプラニングから御連絡します。

　　・「想定小売価格」、「地域商社への卸値（送料込）」、「規格入数」も重要な審査項目と

なりますので、申請書類に必ず記載してください。

1. 開発商品の規格変更

商品開発後に、商品の規格を変更する場合は、原則として変更日の3カ月前（納品先への通期期間を考慮）までに地域商社へ申し出ていただき、双方了承のうえで、

変更を実施してください。

1. 開発商品の終売

　　・事業者または地域商社が開発商品を終売（事業者、地域商社双方での販売を終了

すること）しようとするときは、原則として終売日の6カ月前までに相手方へ申

し出ることとし、双方にて協議のうえ、地域商社の了承をもって終売できるもの

とします。

（７）その他留意事項

・同一の事業内容で、国庫補助金等他の補助金・助成金、競争的資金等の採択を受け

た事業は、本補助金の交付事業の対象となりません。

・補助金は、交付決定後に支出した経費が対象です。それ以前に支出した経費は対象

となりません。

・補助事業により取得した調達物（研究のために購入した機械装置等）は、補助事業

終了後、株式会社YMFG ZONEプラニングの承認を受けないで使用・譲渡等することはできません。ただし、取得金額が少額（５０万円未満）である物・耐用年数を経過した物である場合等については、この限りではありません。

・消費税は、原則、補助金の対象外です。事業計画書の金額は、全て消費税抜きで

記載してください。

・応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律お

よび関係法令等を遵守し、適正な取り扱いに努めますが、採択された事業の補助

対象者、事業の概要等については、株式会社YMFG ZONEプラニング及び地域商社

やまぐち株式会社のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機

関への資料提供等を行いますので御承知おきください。

・提出された書類等は、返却しません。必ず手元に「写し」を保管してください。

・書類に不備があった場合、差し替え、修正・追加資料の提出等をお願いします。

・前記のほか、「地域商社やまぐち新商品開発補助金交付要綱（株式会社YMFG ZONE

プラニング制定）」を参照してください。

　　※上記留意事項については、補助金交付決定後、商品開発開始時点で事業者と地域

商社の双方にて、文書にて内容（諸条件等）の取り決めを交わして頂きます。

４　スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年  　　6月18日（火）  　　7月19日（金）  8月 1日（木） | 募集開始（補助金申請書類受付開始）  募集締切り  審査委員会（午後実施予定）  補助金採択者決定、補助金交付決定 |
| 令和２年  　3月6日（金） | 実績報告・完了検査  補助金請求・支払 |

【提出先・お問合せ先】

〒７５０－８６０３　下関市竹崎町四丁目２番３６号

　株式会社YMFG ZONEプラニング　経営コンサルティング部　福山

ＴＥＬ ：０８３－２２３－４２０２　ＦＡＸ：０８３－２２２－５５１５

E-mail ：h.fukuyama@ymfg.ym-zop.co.jp